

## 経営者保証に関する取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)の趣旨や内容を踏まえ、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下の通り取組みいたします。

事業を営むお客さまへのご融資にあたり、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまのご意向や以下の内容を踏まえ検討いたします。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
- ② 法人と経営者間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること
- ⑤ 経営者から必要な物的担保の提供があること(あくまでも③を補完するものとして)

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証をご提供いただく場合、当組合はお客さまのご理解とご納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。また、経営者保証をご提供いただく場合については、お客さまの資産および収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

お客さまから既存の保証契約の変更・解除等のお申込みがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証を求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理のお申し込みを受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。